

Title	株主名簿の閉鎖と基準日
Sub Title	Closing the stock books and fixing record date
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.3 (1953. 3) ,p.20- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530315-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

株主名簿の閉鎖と基準日

高 鳥 正 夫

一

改正商法第二百二十四條ノ二は、いわゆる株主名簿の閉鎖と基準日の制度について規定している。舊法の下においても、株主總會における議決権者を決定し、或は、配當請求權その他の権利を行使すべき株主又は質權者を確定するため、定款をもつて、一定の期間、例えば毎決算期の翌日からその定時總會の終了の日までとか、臨時總會の招集通知を發した日からその總會の終了の日までなど、株式の名義書換、質權の登録などを停止する旨を定めるのが一般の慣行であつた。もつとも、そのような定款の規定も、法文上に直接の根據をもつものではなかつたが、多數の株主を相手として適確に事務を處理するためには、殆んど不可避の制度として、その有効性は承認されていたものである。改正法は、このような慣行を明文をもつて確認すると同時に、株主の利益を保護する見地から、その内容について一定の制約を設け、また、別、それとほゞ同一の効果をもたらしむるいわゆる基準日の制度を法定したのである。⁽¹⁾

株主名簿の閉鎖とは、一定の期間、株主名簿の記載の變更を行わないことをいうが、前述したように、舊法上、各會社が

定款をもつて、一定の期間内は株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示並びにその抹消などを行わないと定めていたものが、ほゞ、これに該当するわけである。ただ、改正法が、これを株主名簿の記載の變更の停止という文言で表現したことは、株主の名義書換以外の請求が極めて僅かな數にすぎない實情を考えると、或いは廣すぎる感じを受けないでもないが、他の規定との關連からいふならば(信託法三三)、むしろ、妥當な規定の仕方といわなければならない。なお、株主名簿の閉鎖期間中は、轉換株式、轉換社債の轉換の請求も認められないのである(三三二、三三五)。これに對して基準日の制度は、會社が一定の日を定め、その基準となる日において、株主名簿に記載のある株主若しくは質権者をもつて、その権利を行使すべき株主若しくは質権者とみなす制度である。従つて、基準日の前後においても、株式の名義書換、その他、株主名簿の記載の變更を停止することなくして、権利者を確定できるという長所をもつと同時に、そのように、株主名簿の閉鎖と切り離して、基準日のみを單獨に設ける場合に、この制度の特色が最もよく發揮されるものといわなければならない。いづれにしても、會社が基準日を設定すると、その一定の日における株主名簿上の株主若しくは質権者を権利者として取扱うことができると同時に、また、それらの名義人を権利者として取扱うことを要するのであつて、假りに、株主數が極めて多い會社においても、基準日の直後において、それらの名義人を確認することができると同時に、権利者として待遇できるように技術が考案されるならば、この制度がより合理的なものであることはいふまでもない。けれども、舊法の下においては、株主名簿の閉鎖に相當する慣行が廣く存在していたことと、たとえ基準日を設定してみても、その基準日における名義人を権利者として待遇するためには、再び、株主名簿の記載の變更を停止して整理を進めるか、或は、基準日に續く閉鎖を行わない場合は、権利者を確定するためにかなりの日數と相當の費用とを要する現狀においては、基準日制度の確立はもちろん、株主名簿の閉鎖と併用することも、理論的には差支えないという程度のもので、それほど實用的な効果を期待することはできないように思われる。⁽²⁾

この基準日の制度は、いうまでもなく、アメリカ法に倣つたものであるが、我國においても、従來、多くの會社はその定款をもつて、利益配當金は毎決算期現在の株主名簿記載の株主又は登録質權者に支拂う旨を定め、同時に、決算期から配當決議を行う定時總會の終了まで、名義書換を停止するのが通例であつた。その意味においては、利益配當に關しては、あたかも、決算日がこの基準日に當るよう解される餘地もあつたが、その點について何らの規定をもたない舊法の下においては、いわゆる基準日を設定することは許されず、従つて、これらの定款の定も、株式の名義書換を停止した結果、いわば反射的に生じてくる事柄を明らかにするため、特に、重複的に明示したにすぎないものと解するのが妥當のように思われる。もつとも、この問題は株主名簿の閉鎖といわゆる基準日の制度とを、どのように理解するかという點に關連するものであるが、後者の制度がいわば一定の權利を行使すべき者を直接に確定する狙いをもつのに對し、株主名簿の閉鎖の制度は、本來、株主名簿の記載に變更を生ぜしめないというだけのものであり、その期間は株主の異動がないから、事實上、閉鎖を開始した時の株主が權利者となるという結果が生じてくるにすぎないものである。従つて、單にその結果からいうならば、株主名簿の閉鎖の初日はいわば基準日となるという議論も成り立つように思われるが、それがなお基準日と同一のものでないことは、その後名義書換が行われた場合を考えてみると明らかにする。すなわち、株主名簿の閉鎖期間中に、會社が特定の者に對して名義書換をなした場合、假りに基準日を設定し、しかも、その後も整理のために閉鎖したものであれば、名義書換の有無にかかわらず、基準日現在の株主名簿上の株主が權利者であるのに對し、株主名簿を閉鎖したのみで基準日を設定しない場合には、閉鎖の初日における株主名簿上の株主が權利者となるのではなく、新しく株主名簿に登録された株主が、一定の權利について、權利を行使すべき株主となるからである。⁽³⁾

會社が株主名簿を閉鎖し又は基準日を設定することは、議決權を行使し又は配當を受くべき者、その他、株主又は質權者として權利を行使すべき者を定める場合に限つて許されるが、ここにいわゆる「其ノ他」のうちには、果して、どのような

場合が含まれるかは問題である。前述したように、改正法は株主總會において議決權を行使したり、配當金を受領する者を定める場合を主として考へてはいるが、新株の發行に際して、新株引受權を行使する者を定める場合については、充分に考慮したとはいえないように思われる。けれども、その點は立法の趣旨から考へて、新株引受權を行使すべき者を定める必要がある場合なども含まれると解して差支えないであらう。これに對して、株主又は質權者として權利を行使すべき者を定める必要に基くのではなく、單なる事務多忙若しくは株主名簿の新調などを理由として、株主名簿の閉鎖を行うことは許されないものと思われる。もつとも、このように解すると、實際的には多少窮屈の嫌いもあり、また、前述したように、株主名簿の閉鎖そのものの意義からいふならば、例えば事務多忙などの理由でも、株主名簿の記載の變更を停止できるとすることも、かなり根據のある議論のように思われる。けれども、改正法は、一方において、これらの制度を明定して會社に事務處理のための便宜を興えると同時に、他方、それが株式の讓渡を間接的に制限することをおそれて、その内容について一定の制約を設けたことから考へると、解釋上は、やはり、單なる事務多忙などの理由で、株主名簿を閉鎖することは許されないと解するのが妥當のように思われる。

株主名簿の閉鎖又は基準日の制度は、前述したように、株主の利益に密接な關係をもつものであるから、改正法は、それらが定款に明定されている場合にのみ、株主名簿を閉鎖し又は基準日を設定することができるものと規定しているが、そこにいわゆる定款は、必ずしも原始定款たることを要しないものと思われる。ただし、それらの定款の定は、株式の讓渡性そのものを制限するものではないから(旧二〇四)、定款變更によつてその旨を定めることが許されると解しても、特に、差支へはないからである。そこで、定款に規定するときは、後述するように、必要のある場合にはあらかじめ公告して、臨時に株主名簿を閉鎖し又は基準日を定めることができるという程度の記載でも足りるが、その閉鎖期間又はその始期、終期若しくは基準となる一定の日が指定できる場合には、これらを具體的に記載すれば、その後、何らの公告をも要せずして、これを

行うことができる。また、その場合にも、閉鎖期間又はその始期、終期若しくは基準日は、必ずしも確定の日数又は年月日をもつて定める必要はなく、確定しうべき具體的基準を示して指定しても差支えない。

(1) 大隅健一郎・大森忠夫「逐條改正會社法解説」一七七頁、鈴木竹雄・石井照久「改正株式會社法解説」一〇一—一〇二頁。

(2) 東京證券取引所における上場會社五百六十二社(昭和二十七年七月一日現在)のうち、五百五十四社の定款について調査したところ、左の結果が判明した。

定時の閉鎖と臨時の閉鎖というように、株主名簿の閉鎖のみを規定しているもの	四一八社
定時の閉鎖のほかに、必要ある場合には基準日を設けることができるもの	一三五社
定時の基準日のほかに、必要ある場合には株主名簿を閉鎖できるとするもの	一社
基準日のみを規定しているもの	〇社

(3) 鈴木竹雄・矢澤 惇・三戸岡道夫・星野 孝「株主名簿の閉鎖と基準日」その一(ジュリスト第八號)、三七—三八頁。

(4) 大隅・大森、前掲、一七九頁、松田二郎・鈴木忠一「條解株式會社法」(上)一六六頁、鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第八號)、四〇頁。

(5) 前出の上場會社五百五十四社の定款のうち、僅かに一社を残して、他の五百五十三社は、いずれも、臨時に株主名簿を閉鎖できるとか、或は、臨時に基準日を設けることができる旨を規定している。

(6) 大隅・大森、前掲、一七九頁、松田・鈴木、前掲、一六六頁。

二

株主名簿の閉鎖は、それ自體としては、いわば單なる名義書換請求權の制限にすぎないとしても、それがあまりに長期間にわたる場合には、株式の流通に支障をきたすことになるから、閉鎖期間は六十日を超えることができないものと定められた。この六十日という制限は、株主又は質權者として權利を行使すべき者を確定する必要が生じた個別の場合に、六十日

を超えて株主名簿を閉鎖してはならないという意味であつて、例えば六十日間の閉鎖を終つたその翌日から、再び株主名簿を六十日間閉鎖するというようなことは許されないものであり、いわば前後を通じて六十日以内に限られるという趣旨である。従つて、閉鎖期間が六十日以内であるならば、いつから株主名簿を閉鎖するか、或は、いつまで閉鎖するというような始期又は終期についての制限はないのであり、例えば三月決算の會社において、決算期の翌日からその定時總會の終了の日まで株主名簿を閉鎖すると定めた場合、その規定が有効であることはもちろん、四月十五日から定時總會の終了の日まで閉鎖すると定めても、また、決算期の翌日から五月十五日まで閉鎖すると規定した場合でも、理論的には、いずれも有効な定といえるであらう。ただ、これらの場合においても、決算期の翌日又は四月十五日から六十日以内に限つて株主名簿を閉鎖することが認められ、その後は再び名義書換を開始しなければならぬから、その期間内に定時總會を開催しないと、株主名簿を閉鎖して権利者を確定したことが無意味になるおそれがあり、また、最後の例でいうならば、定款で定めた五月十五日までに總會終了の運びに至らない場合にも、同様なおそれがあるわけである。その意味においては、閉鎖期間の始期又は終期は、觀念的には自由に定めることができるとしても、その始期から六十日以内に権利を行使すべき日が到來するように配慮することが必要となり、また、六十日を超えない範圍で閉鎖の終期を定めた場合には、その日までに、権利を行使せしめる處置がとられるように準備しなければならぬわけである。

前述したように、株主名簿の閉鎖期間に關する六十日という制限は、各個の具體的な場合について、六十日を超えることができないという意味であるが、例えば取締役の選任と計算書類の確定のための總會とが、一月若しくは二月を隔てて行われるような場合には、それらの總會のために六十日以内の閉鎖を行うとすると、二つの閉鎖が部分的に重複するか若しくは重複しないで、前後九十日以上で百二十日を超えない期間にわたつて、株主名簿が引續いて閉鎖されるような場合も考えられるが、このような閉鎖は有効に行うことができるか否かという點を検討してみよう。この場合、假りに、この會社にと

つては、株主總會を招集するためには六十日間の閉鎖が必要であるとすると、二つの總會のためにそれ／＼別個に、いわば切り離して、六十日間の閉鎖を行うとすればとにかく、兩者の間隔を六十日以上あけることなく招集するためには、前の總會のために行つた閉鎖をといしまつては、権利者を確定する時間的な餘裕はないから、結局、九十日以上で百二十日以内の期間にわたつて、株主名簿が引續いて閉鎖されることになるわけである。もつとも、このような場合においても、最初の總會に先立つ六十日間の閉鎖は前の總會のための閉鎖であり、最初の總會後の閉鎖は後の總會のための閉鎖であつて、それらの二つの閉鎖が引續いて行われているとしても、いずれも、各個の具體的な場合については六十日を超えるものではないから、別に違法な措置ではないとする意見があるかも知れない。けれども、株主名簿の閉鎖は、基準日によつて権利者を確定する場合は異つて、一定の目的のためにのみ閉鎖するということ、例えば取締役の選任總會のためには閉鎖するが、計算書類の確定總會のためには閉鎖しないというわけにはゆかないから、實質的には、やはり、六十日以上の期間にわたつて株主名簿が閉鎖されることとなり、改正法の定めた制限に違反するものといわなければならぬ。それならば、これらの二つの閉鎖をできるだけ接近させて行うためには、兩者の間に、どの程度の名義書換の期間を置けばよいかという點であるが、後述するように、臨時に株主名簿を閉鎖するときは、定款の規定を前提として、三十日前にその旨を豫告すれば足りるから、最初の總會の三十日前に、この總會が終了した翌日は株式の名義書換を行うが、更に、また、その翌日からは後の總會のために六十日間の閉鎖を行うというように公告しておけば、僅か一日間だけ株式の名義書換を行つて、その後、再び株主名簿を閉鎖することも許されるようにも受けとれる。けれども、株主名簿の閉鎖期間中に、次の閉鎖のための豫告を有効に行うことができるか否かは問題であり、改正法が、臨時に株主名簿を閉鎖する場合には、三十日前に豫告することが必要であると規定している趣旨から考えると、その點は否定的に解するのが妥當のように思われる。ただ、後に行われる總會のための閉鎖がいわゆる定時の閉鎖であり、その閉鎖期間又は閉鎖の始期が定款で明定されている場合には、必ずしも三十日の

間隔を置くことは必要でなく、株式取扱の實務上、名義書換を行うことができるだけの期間を置けば足りるものと考ええる。

株主名簿の閉鎖期間は六十日を超えることはできないから、この規定に違反して、六十日以上閉鎖期間を定款で定め若しくは公告した場合、その始期及び終期がいずれも確定的な日をもつて定めてあれば、どの部分を無効とするかが不明であるから、結局、全體を無効と解するほかはない。けれども、閉鎖期間を指定する方法としては、前述したように、不確定期間ことにその終期を確定しうべき日をもつて指定することも許されるから、そのような場合には、始期から計算して六十日を超える部分のみが無効となるものと解する。⁽²⁾なお、この點に關連して、例えば閉鎖期間の末日が日曜日その他の休日に當つていた場合、或は反對に、閉鎖期間の初日の前日、いいかえれば、會社が名義書換を受理するはずの最後の日が日曜日その他の休日に當つている場合には、果して、一日ずれて、その翌日も閉鎖したり、或は反對に、名義の書換を行うことになるとかという點が、實務上、問題になつたことである。ここで検討を要するのは民法第四百二十二條の規定であるが、同條がその對象としているのは、いわば一定の作爲が問題となつているときに、期間の末日に取引をなさない慣習がある場合に限つて、その翌日をもつて期間は満了するということであるから、前者の場合のように、株式の名義書換を行わないという不作爲期間についても、それが直ちに適用されるとみることには行きすぎであるのみでなく、日曜日その他の休日に名義書換をなす慣習は存在しないであろうから、その翌日も閉鎖されるという議論は成立しないように思われる。これに對して後者の場合は、株式の名義書換を行うという作爲が問題になつてはいるものの、會社は定款で名義書換の停止を定めないう限り、株主の名義書換の請求には常に應ずるものであるから、結局、株主名簿の閉鎖期間を定めたことに對應して、いわば反射的に、書換を行う最後の日が定まつただけで、その日が民法にいわゆる期間の末日に該當するものとみるのは不當である。従つて、この場合には、民法第四百二十二條の問題にはならず、その翌日には、株主名簿は閉鎖されることとなるであろう。

次に、基準日の指定についても、實際に権利を行使すべき日よりあまり以前の日を基準とすることは、種々の點において不適當であり不必要でもあるから、改正法は、基準日は株主又は質権者として権利を行使すべき日の前六十日以内において、これを定めることを要するものと規定している。ここにいわゆる株主又は質権者として権利を行使すべき日とは、どのような日を指すものであるかが問題になるが、議決権については株主總會の行われる日、配當金については配當金支拂の請求をなすべき日を意味してあるであろうという點は殆んど争いが無い。これに對して、新株引受權の行使が問題となる場合には、果して、いつが権利を行使すべき日であるかという點で見解が對立しており、新株の拂込期日若しくは申込締切期日をおげるものもあるが、原則として、新株發行に關する取締役會の決議の日がこれに該當し、また、通常行われているようにいわゆる割當基準日を別に設けたとき、いいかえれば、期限附の新株發行決議がなされた場合には、例外的に、その日に新株引受權が具體化するという意味において、その割當基準日が権利を行使すべき日となるという見解に賛したい。従つて、新株發行決議の日若しくはいわゆる割當基準日の前に、引受權者を確定するための基準日を設ける場合には、それらの日から六十日以内に設け、かつ、後述するように、その旨を三十日前に公告しなければならぬが、いわゆる割當基準日は取締役會の決議の内容をなす基準日であるとしても、なお、それは改正法上の基準日とは異なるように思われるから、割當基準日を設けるのみであるならば、定款に何らの規定も必要ではなく、また、新株の發行決議の日と権利を行使すべき割當基準日との間隔についても、特別の制限は存しないものと考え⁽³⁾る。

基準日を設定するということは、前述したように、その一定の日における株主名簿上の株主若しくは質権者を權利者として待遇するためであるから、いわゆる権利を行使すべき日の前六十日間において、具體的に何日を基準日として指定すれば足りるかという點は、主として、實務上の要求から決定されるものであることはいうまでもない。従つて、その點は株主名簿の閉鎖期間を決定する場合と全く同様であるが、兩者の根本的な相違は、株主名簿の閉鎖においては、その性質上、特定

の目的のために閉鎖するということは不可能であり、常に、一般的に株式の名義書換、質権の登録などが停止されるのに對して、基準日を設定した場合には、依然として、株式の名義書換、質権の登録などの取扱事務は續行されているという點であらう。このように、株主名簿の閉鎖の場合と異つて、一定の権利を行使すべき者を確定するために基準日を設けた場合には、それについての権利者は確定されるとしても、その他の關係における権利者までを當然に確定するものではないという點が、具體的に、株主名簿の閉鎖と基準日の設定との間に、種々の相違點を生み出してゐる。例えば、一定の目的の下に株主名簿を閉鎖している場合に、その閉鎖期間の中途から、更に、他の目的のためにも閉鎖するということは、兩者の閉鎖の終期が同一であるか若しくは中途からの閉鎖が先に終了する場合には、全く無意味なものであると同時に、たとえ、中途からの閉鎖が遅れて終了する場合にも、最初の閉鎖と重複する期間は、實質的には、特別の意味を有しないものといわなければならない。これに對して基準日の場合には、一定の権利を行使すべき日とその基準日との中間に、他の關係における権利者を確定するために別の基準日を設定するということは、理論的には、その意義があるわけである。もつとも、實際上は、基準日を設定して権利者を確定するという整理手續が重複した場合には、それだけ株式事務が多くなるわけであり、圓滑に権利者として待遇すべき株主又は質権者を確定することが困難な場合が多いであらう。また、株主名簿の閉鎖期間中には、次回の閉鎖のための公告を有効に行うことができないという點は既に述べてきたが、基準日を設定してある場合には、その基準日と権利を行使すべき日との中間において、次回の基準日について豫告することも可能であることは、前述した基準日の性格からいつて、むしろ當然であらう。

基準日の指定についても、株主名簿の閉鎖期間の場合と同様に、確定の日又は確定しうべき日をもつて行うことができるが、いわゆる権利を行使すべき日が確定している場合には、それより六十日以上も前の日を基準日として指定しても、その指定は無効と解するほかはない。これに對して、権利を行使すべき日が不確定な場合には、基準日から計算して六十日以内

に権利を行使すべき日が到来しなければ、結局、その指定は効力を失うものと考え⁽⁴⁾る。

- (1) 大隅・大森、前掲、一八〇頁。
- (2) 大隅・大森、前掲、一八〇―一八一頁、松田・鈴木・前掲、一六七頁。
- (3) 鈴木竹雄・矢澤 惇・三戸岡道夫・星野 孝「株主名簿の閉鎖と基準日」その二(ジュリスト第九號)、九一―一〇頁、鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第八號)、三八―三九頁。
- (4) 大隅・大森、前掲、一八一頁、松田・鈴木・前掲、一六七頁。

三

株主名簿の閉鎖又は基準日については、定款をもつて、その期間又は基準となる日を指定した場合のほかは、これらをおらかじめ公告することを要する。定款をもつて指定した場合は、閉鎖期間又は基準日が、定款上、確定的に又は確定しうべき状態の下におかれた場合のみをいい、例えば臨時總會の招集通知を發した日からその總會の終了の日まで株主名簿を閉鎖するという程度の定があるだけでは、閉鎖期間についての指定があつたといふことはできない。従つて、後者のような場合には、取締役會によつて臨時總會の招集が決定され、株主名簿の閉鎖期間や基準日が具體的に定まるにつれて、これらを公告しなければならぬこととなるが、その公告は、閉鎖期間の始期又は基準日から數えて、少くとも三十日前に行わなければならない。この公告においては、閉鎖期間の始期、終期又は基準日を具體的に指定しなければならないが、その他、株主が名義書換をなすか否かを決定するに必要な内容についても、豫想される範囲で、これを明らかにすることができれば、一層、妥當なことはいふまでもない。ただ、株主名簿の閉鎖又は基準日設定の目的については、法文上は公告を要求されないから、それを要するか否かは理論によつて決しなければならないが、いわゆる基準日については、それがいかなる目的のために設定されるかが問題の中心であるのに對し、株主名簿の閉鎖においては、必ずしもその事情は同一でないとい

點に注目しなければならぬ。すなわち、前述したように、一旦、株主名簿を閉鎖すれば、それがいかなる目的に基いて閉鎖されたものであるかを問わず、株主の會社に對する一切の權利關係は固定されてしまふわけであり、その點、基準日の制度が、例えば今回の基準日は利益配當を受くべき者を確定するためのものであるとした場合、それによつて、新株の引受権者までを當然に確定するものではないのとは、著しく相違するものといわなければならぬ。従つて、基準日については、それを設定する目的を具體的に公告しなければならないし、また、一定の目的をもつて定款に規定した基準日を、その他の目的にも使用する場合には、その旨を公告することを要するが、株主名簿の閉鎖においては、特に、その目的の公告がなくとも、それによつて、閉鎖が効力を生じないというのではなく、同時に、例えば計算書類の確定のための定時總會において、取締役を選任し又は定款變更を決議する場合のように、それを本來の目的以外のものに利用するときにも、何ら特別の公告を要しないものと思われる。この點については、定款に規定した株主名簿の閉鎖をその他の目的のために使用する場合には、その旨をあらかじめ公告せしめないと、株主の利益は保護されないと⁽¹⁾の意見もあるが、確かに、その旨をも公告することは親切な措置には違ひないとしても、そこまでを要求する議論は、改正法の解釋論としては行きすぎの感があると同時に、基準日の制度と株主名簿の閉鎖の性格とを混同しているもののように思われる。

この公告は定款所定の公告方法(9-164^{II})によるべきことはいうまでもないが、公告を缺いたとき又は公告はなされたがその日数が不足した場合、その後に行われる株主名簿の閉鎖又は基準日設定の効力については説が分れている。すなわち、そのような場合には、株主名簿の閉鎖又は基準日設定の効力を生じないものであると解する立場と、その効力には影響なく、單に、會社は損害賠償を負擔することがありうると解する説とが對立している。後述するように、この點は立法論としては問題のあるところであらうが、解釋論としては、そのような場合には効力を生ぜず、従つて、その閉鎖を理由に株式の名義書換を拒否すれば、不當な名義書換の拒否となり、また、そのような基準日を基礎としてある行爲をなせば、會社は損害賠

償の義務を負担することもありうるとする前者の立場に賛したい。いずれにしても、會社が臨時に株主名簿を閉鎖し又は基準日を設定するためには、何よりも定款にその旨の定があることを要するが、同時に、具體的にこれを行う場合には、その期間又は基準日となる日を三十日前に公告することが要求されている。そこで、これを反対の側からみるならば、定款に定時の閉鎖又は基準日を定めた場合にも、同時に、必要に応じてこれを變更できる旨を規定しておけば、期間中に名義書換を受理する必要が生じ又は基準日を變更する必要が生じた場合には、三十日前に公告することによつて、定時の閉鎖期間中でも一般的に株式の名義書換を行い、或は、定款に定めた閉鎖期間又は基準日を變更することが許されるように受けとれる⁽⁴⁾。けれども、臨時に株主名簿を閉鎖し又は基準日を定める場合には、前述した一定の制約はあるとしても、その期間又は基準日となる日を自由に定めることを法律も豫定しているが、一旦、定款で定めた定時の閉鎖と基準日とを解除し又は變更するという點は、法律も豫想していないように思われるから、そのような場合には、まず、株主總會のいわゆる特別決議の方法^(三四)によつて、定款規定を變更することを要するものと考えらる。これに對して、株主名簿の閉鎖期間中に、會社が特定の者のために名義書換を行うことについては、元來、株式の名義書換の停止期間は、會社の事務處理のために設けられたものであるから、會社が任意に名義書換をなすことは妨げないという舊法の下における判例があつたが、事柄の性質からいつて、改正法の下においても同様に、株主名簿の閉鎖期間中は、會社はその記載の變更を拒むことができるが、反對に、株主の請求に應じて會社が記載の變更をなしても、その効力には影響がないものと解したい。

(1) 鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第八號)、三九—四〇頁、鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第九號)、一一—一二頁。

(2) 大隅・大森、前掲、一八二頁、鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第九號)、一一頁。

(3) 松田・鈴木、前掲、一六七頁。

(4) 前出の上場會社五百五十四社の定款のうち、臨時に株主名簿を閉鎖できるといふ規定のほか、いわゆる定時の閉鎖期間について

も、あらかじめ公告して、これを變更できる旨を直接に規定しているものが一社あつた。

(5) 大審院大正五年三月九日判決(民録第二二輯二四八頁)、東京地方裁判所昭和六年二月二十七日判決(新聞三二四七號)。

(6) 大隅・大森、前掲、一八二頁、松田・鈴木・前掲、一六六頁。

四

株主名簿の閉鎖と基準日に關する改正法の規定は、前述したように、必ずしもその意味が明瞭でない箇所も見受けられるが、これを立法論的に検討してみると、表現を工夫して意味を明らかにするという點のほかにも、なお、問題となる點が少くないように思われる。特に、舊法の下においては、株主名簿の閉鎖に關する規定が存在しなかつたから、株式の名義書換、質權の登録などを停止するためには、定款をもつて規定するほかはなかつたとしても、改正法においては、その點については明文をもつて規定されたわけであるから、いわゆる定款の相對的必要事項とすることなく、取締役會の決議によつて行うことができる⁽¹⁾とすることが妥當であらう。なお、株主名簿を閉鎖し又は基準日を設定することは、前述したように、いわば間接的に株式の譲渡を制限するものであるから、例えば毎決算期の定時總會における議決權者を確定するためのいわゆる定時の閉鎖又は基準日の場合には、これを定款に記載すれば公告を要しないとしても、それ以外のいわゆる臨時の閉鎖又は基準日の設定については、これを公告せしめることが必要なわけである。ただ、その公告の時期を、改正法の定めるように、三十日前とすることは早すぎる嫌いがあり、會社の業務執行にかなりの壓迫を加えるのみでなく、株式の取得者の側から考え⁽²⁾ても、かえつて、その書換を失念する危険があるように思われるから、公告期間を二週間位に短縮することが妥當であらう。

更に、株主名簿の閉鎖が許される期間は六十日以内であり、また、基準日についても同様な制限が設けられているが、この點は、會社實務にかなりの困難を強いるものであるから、その六十日という期間を九十日程度に延長することが望ましい

との意見も見受けられる。けれども、例えば九十日間も株主名簿が閉鎖されることになると、一年に二回の決算をなす多くの會社においては、毎決算期から九十日ずつ、従つて、一年を通して六ヶ月も名義書換の請求が拒否されることとなり、そのことと、會社が六十日以内で株式關係事務を完了するに必要な経費とを較量してみると、必ずしも、この意見には賛成することができないように感ぜられる。特に、新株の發行事務に關する限りは、改正法にいわゆる権利を行使すべき日の解釋の問題のようであるが、前述したように、引受権者を確定するために株主名簿を閉鎖する場合にも、拂込期日若しくは申込締切期日まで引續いて閉鎖することは必要でないから、その點からも、この改正意見には同調できないように思われる。これに對して、株主名簿の閉鎖と基準日の設定については、種々の制約を設けて、株主の利益を保護することを考慮する改正法も、比較的株主數の少ない、また、株式の譲渡がそれほど問題にならないような會社においては、株主が新株引受権を有する場合においても、取締役會がいわば抜打的に新株發行の決議を行いその日の株主に新株を割當てたり、若しくは、何らの公告をも行わずにいわゆる割當基準日を設けて新株を割當てることができるという點については、殆んど考慮を拂つていないように思われる。いかえれば、株主名簿の閉鎖又は基準日の設定を行わない場合には、何らの豫告もなしに、いきなり取締役會が新株を割當てることができるという點は、株主名簿の閉鎖又は基準日の設定を伴う場合の制限と比較すると、あまりに開きがあるから、一定の日の株主名簿の記載が何らかの意味で權利附與の標準となり、しかも、それを取締役會で決定できるような場合には、常に、一定の期間前にその旨を公告することを要するものと規定することが、立法論として妥當なように思われる。⁽³⁾

(1) 鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第八號)、三七頁。

(2) 大隅・大森、前掲、一八二頁。

(3) 鈴木・矢澤・三戸岡・星野、前掲(ジュリスト第九號)、一〇頁。